

登米市設計違算に関する事務取扱要領について

令和4年8月1日
契約検査室契約係

登米市が発注する競争入札において設計違算等が判明した場合の取扱いについて、登米市設計違算に関する事務取扱要領を制定し、令和4年8月1日から運用しますのでお知らせします。

問合せ先：契約検査室契約係 TEL0220-22-2097 FAX0220-22-2433